

国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
遺伝子組換え実験安全委員会規程

平成22年4月1日委員会規程第20号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター遺伝子組換え実験安全委員会規程

(目的)

第1条 国立研究開発法人国立循環器病研究センター遺伝子組換え実験安全管理規程（以下「規程」という。）第4条に基づき、遺伝子組換え実験における安全を確保するため、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 安全委員会の委員は、適切な分野の中から高度に専門的な知識及び技術と広い視野を有する次の各号に掲げる委員で組織するものとし、理事長がこれを任命する。

- 一 研究所副所長
- 二 研究所部長 若干名
- 三 研究所室長 若干名
- 四 規程第5条に規定する安全主任者（以下「安全主任者」という。）
- 五 臨床検査部長
- 六 研究振興部長
- 七 研究安全管理室長

(委員長)

第3条 安全委員会に、委員長を置き、第2条第2号の委員の中から安全委員会で互選するものとする。

- 2 委員長は、必要に応じて安全委員会を招集し、その議長となる。
- 3 安全委員会に、副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が不在の場合及び委員長が研究担当者である案件に該当するために議決に参加することができない場合に、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第4条 安全委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を安全委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 安全委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(審議事項)

第6条 安全委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して理事長に対し、助言又は勧告するものとする。

- 一 実験計画の法令等に対する適合性に関すること。
- 二 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- 三 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- 四 その他実験の安全確保に関する必要な事項。

2 安全委員会が、バイオセーフティに関する調査審議が必要と判断した場合は、実験管理委員会規程に定める実験管理委員会の確認を求めるものとする。

3 安全委員会は、必要に応じ、規程第4条に規定する実験責任者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

(事務)

第7条 安全委員会に関する事務は、総務部総務課研究所事務係において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度、安全委員会において審議の上定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成31年委員会規程第66号)

(施行期日)

この規程は、平成31年3月5日より施行する。

附 則 (令和元年委員会規程第75号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規程は、令和２年４月１日より施行する。

(施行期日)

この規程は、令和３年４月１５日より施行する。